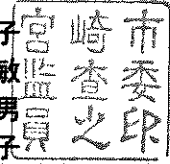




宮監公表第 42 号  
令和 2 年 12 月 1 日

宮崎市監査委員  
宮崎市監査委員  
宮崎市監査委員  
宮崎市監査委員

河野まつ子  
荒木敏  
上野悦男  
嶋田喜代子



### 定期監査結果の公表について

このことについて、下記のとおり公表します。

#### 記

- 1 宮崎市監査基準への準拠  
宮崎市監査基準に準拠し、監査を実施した。
- 2 種類  
地方自治法第 199 条の規定に基づく定期監査
- 3 対象  
観光商工部(観光戦略課、スポーツランド推進課、商業労政課、工業政策課)の令和元年度の財務に関する事務の執行
- 4 着眼点  
別紙に掲げる着眼点について、監査を実施した。
- 5 主な実施内容  
観光商工部各課の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、関係帳簿及び書類の照合・確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取し実施した。
- 6 実施場所及び日程  
実施場所 関係各課及び監査室  
日 程 令和 2 年 9 月 15 日から令和 2 年 11 月 27 日まで
- 7 結果
  - (1) 上記のとおり監査した限りにおいて、観光戦略課、スポーツランド推進課、商業労政課、工業政策課については、次のとおり改善を要する事項(指摘事項)があった。今後、適正な事務の執行に努められたい。  
  
(観光戦略課)  
①令和元年度の白浜海水浴場施設整備工事(台風養生工事)1 回目に係る検査検収(検査日: 令和元年 8 月 8 日)について、工事完成届に添付された工事写真に同工事 2 回目の写真が使用されていた。  
【工期】  
白浜海水浴場施設整備工事(台風養生工事)1 回目: 令和元年 8 月 2 日～8 日  
白浜海水浴場施設整備工事(台風養生工事)2 回目: 令和元年 8 月 15 日～23 日  
②令和元年度の指定管理について、次のような不備があった。  
ア 毎年度終了後に提出すべき事業報告書について、業務報告書で代用し提出されていた。

そのため、業務仕様書において報告すべき事項が記載されていなかった。(前回定期監査で指導)

- ・道の駅フェニックス・・・維持管理業務の実施日一覧、植栽管理業務の概要、指定管理業務に係る貸借対照表、自主事業に関する報告書の記載なし
- イ 事業報告書及び決算書について、文書規程に定められた収受登録が行われていないため、基本協定書に定められた期限内又は速やかに提出されたかが確認できないものがあった。また、供覧がされていないため、内容の確認や精査が行われているかが確認できないものがあった。(前回定期監査で指導)
  - ・R1 事業計画書・・・青島ビーチセンター(文書受付印・供覧なし)
  - ・R1 事業報告書・・・道の駅フェニックス(文書受付印・供覧なし)
  - ・H30 決算書・・・青島ビーチセンター(文書受付印・供覧なし)
  - ・R1 決算書・・・道の駅フェニックス(文書受付印・供覧なし)
- ③令和元年度の次長級(商工戦略局長)の旅行命令について、副市長の専決であるにもかかわらず、副市長の決裁がなかった(2件)。
- ④令和元年度の道の駅フェニックスにおける行政財産目的外使用料について、道路占用料条例により「占用物件の面積に0.01平方メートル未満の端数があるときは、その端数の面積を切り捨てて計算する」と規定されているにもかかわらず、切り上げて算定し徴収していた。
  - ・駐車スペース 2.43m×4.48m=10.8864㎡ 【正】10.88㎡ 【誤】10.89㎡
  - ・使用料金 【正】4,164円 【誤】4,166円

(スポーツランド推進課)

- ①令和元年度の消耗品(フラットファイル)購入について、発注後に執行伺書及び契約締結伺・支出負担行為書を起案・決裁し、執行していた。
- ②令和元年度東京2020オリンピック聖火リレー観覧者等輸送業務委託に係る契約保証金について、免除事由として受託者が提出する委託業務・工事履行届は、過去2力年の間に委託業務・工事を完了したものを記載すべきところ、過去2力年より前に完了した案件が記載されたものを受理し、免除理由を確認しないまま契約保証金を免除していた。
- ③令和元年度の行政財産目的外使用許可等に係る事務処理について、次のような不備があった。

ア 電気通信事業施設等に係る使用料について、道路占用料条例により「占用物件の面積に0.01平方メートル未満の端数があるときは、その端数の面積を切り捨てて計算する」と規定されているにもかかわらず、従前の例により、1平方メートル未満の端数を1平方メートルとして算定し徴収していた。

|   | 種類                         | 正      |         | 誤     |         | 差額<br>(円) |
|---|----------------------------|--------|---------|-------|---------|-----------|
|   |                            | 面積(㎡)  | 金額(円)   | 面積(㎡) | 金額(円)   |           |
| 1 | 電気通信事業施設<br>(移動通信用小型無線基地局) | 12.96  | 5,054   | 13    | 5,070   | 16        |
| 2 | 特別高圧送電線路鉄塔1基               | 252.06 | 327,678 | 253   | 328,900 | 1,222     |
| 3 | PHS基地局設置                   | 0.23   | 100     | 1     | 390     | 290       |
| 4 | 電柱(携帯電話無線基地局)              | 2.25   | 2,925   | 3     | 3,900   | 975       |
| 5 | ロックアイス等販売                  | 0.61   | 2,226   | 1     | 3,650   | 1,424     |

- イ 生目の杜運動公園の携帯電話基地局に係る使用料について、コンクリート柱2本の面積はそれぞれ6.213㎡、4㎡であるにもかかわらず、1本11㎡を2本として算定していた。

また、面積に0.01平方メートル未満の端数があるときは、その端数の面積を切り捨てて計算するとされているにもかかわらず、従前の例により、1平方メートル未満の端数を1平方メートルとして算定し徴収していた。

【正】 $(1,300 \text{ 円} \times 6.21 \text{ ㎡} \times 1 \text{ 本} \times 0.3) + (1,300 \text{ 円} \times 4 \text{ ㎡} \times 1 \text{ 本} \times 0.3) = 3,981 \text{ 円}$   
 【誤】 $1,300 \text{ 円} \times 11 \text{ ㎡} \times 2 \text{ 本} \times 0.3 = 8,580 \text{ 円}$

ウ 加納スポーツセンターの支線に係る使用料について、占用料の総額が100 円に満たないときは、100 円とするとされているにもかかわらず、総額ではない金額を100 円として算定し徴収していた。

支線 【正】30 円×1 本=30 円 【誤】30 円×1 本=30 円→100 円  
合計金額 【正】1,193 円 【誤】1,263 円

エ 使用料の減免について、公有財産規則第24 条の2 に基づく行政財産目的外使用料減免申請書の提出がないにもかかわらず、免除していた（5 件）。

オ 自動販売機に係る行政財産目的外使用許可について、添付されたカタログ等からは申請書に記載された使用面積が確認できないにもかかわらず、そのまま受理し同申請書に記載された使用面積で許可していたものや、使用面積が確認できる添付書類がないまま受理し許可しているものがあった（20 件）。

また、申請書が未記入のまま受理し、許可しているものがあった（2 件）。

#### （商業労政課）

①令和元年度の地域ブランド成長促進支援事業補助金について、補助金等交付申請書に添付すべき補助対象経費に係る見積書の写し又は内容が分かるものが一部提出されていないにもかかわらず、精査することなく受理し、交付決定していた（2 件）。

②令和元年度のまちなか商業業務集積推進事業（空き店舗対策助成金）について、交付申請書兼実績報告書に添付すべき補助金の対象期間における建物等賃借経費の納付を証する書類（領収証や振込を証する書類）が一部提出されていないにもかかわらず、精査することなく受理し、交付（確定）決定していた（2 件）。

③令和元年度の青少年プラザ体育館に設置された飲料水自動販売機に係る行政財産目的外使用許可について、部長の専決であるにもかかわらず、部長の決裁がなかった。

#### （工業政策課）

①令和元年度外国人IT 技術者採用企業向けセミナー業務委託（契約額：996,919 円）に係る契約保証金について、免除事由として受託者が提出する委託業務・工事履行届は、過去2 力年の間に委託業務・工事を完了したものを記載すべきところ、履行届提出日（令和2 年1 月22 日）時点で完了していない案件が記載されたものを受理し、免除事由を確認しないまま契約保証金を免除していた。

②令和元年度日経テレコンピューティング情報サービス使用料（執行伺額：168,000 円）について、次のような不備があった。

ア 契約保証金について、免除事由として受託者が提出する委託業務・工事履行届は、契約案件と同種で、請負金額の9 割程度の額以上の実績を2 件以上記載すべきところ、9 割に満たない契約案件が記載されたものを受理し、免除理由を確認しないまま契約保証金を免除していた。

イ 予定価格について、単価契約（月額使用料及び利用情報毎の単価）であることから、業務単価で設定すべきところ、総額で設定され比較できないものとなっていた。

③令和元年度のテクノリサーチパーク交流センターの行政財産目的外使用料（使用期間：令和2 年1 月6 日～1 月26 日）について、行政財産使用料条例第2 条別表第1 により算定した額にさらに誤って100 分の110 を乗じた額を徴収していた。

【正】 20,895 円（日割26 日分）×0.5（減免率）=10,447 円

【誤】 20,895 円（日割26 日分）×110/100×0.5（減免率）=11,492 円

(2) 監査の過程において改善が望まれる事項が見受けられたので、以下のとおり意見を付す。

#### （観光商工部）

①複数の課における行政財産目的外使用許可等に係る事務処理について、使用料の算定誤りや減免申請書の提出がないままに減免しているものなどの不備が散見された。

については、部内各課一丸となって、実効性の伴う研修等の充実により、職員の事務処理能力の向上を図り、行政財産目的外使用許可に係る事務の適正化に努められたい。

また、関連する条例・規則の複雑化に加え、許可数も多いことから職員の負担軽減を図る上でも効率的な事務処理ができるよう検討されたい。

- ②指定管理に係る事務処理について、前回の定期監査においても同様に指導してきたが、依然として改善されていない状況が見受けられる。条例の規定による基本協定書は指定管理の円滑な運営や事務を適正かつ効率的に遂行するために定められたものであることから、提出される書類については、内容の確認や精査を十分に行うよう努められたい。

## 着 眼 点

|                               |   |
|-------------------------------|---|
| 収入事務                          |   |
| 調定・徴収事務（賦課・徴収事務・公有財産を除く）      |   |
| 調定はその根拠となる法令等に適合しているか         | 等 |
| 現金出納事務                        |   |
| 現金出納員及び現金取扱員以外の者が現金を取り扱っていないか | 等 |
| 滞納整理事務                        |   |
| 滞納状況とその理由を明確に把握し、かつ記録しているか    | 等 |
| 賦課・徴収事務（税のみ）                  |   |
| 賦課事務                          |   |
| 台帳、帳簿、証拠書類等は整備、保存されているか       | 等 |
| 徴収事務                          |   |
| 台帳、帳簿、証拠書類等は整備、保存されているか       | 等 |
| 支出事務                          |   |
| 支出一般                          |   |
| 違法、不当、不経済な支出はないか              | 等 |
| 旅費関係                          |   |
| 旅費計算は最も経済的な通常の経路により行われているか    | 等 |
| 負担金、補助金及び交付金等の支出              |   |
| 公益性のない事業又は団体に補助金の交付がなされていないか  | 等 |
| 貸付金の支出                        |   |
| 貸付は法令等の目的に合致するものであるか          | 等 |
| 契約事務                          |   |
| 入札・契約事務                       |   |
| 一般競争入札、指名競争入札による場合、その理由は適正か   | 等 |
| 契約の履行                         |   |
| 契約日以前に着工しているものはないか            | 等 |
| 公有財産                          |   |
| 財産の取得及び処分、管理                  |   |
| 財産の取得及び処分の手続は適正か              | 等 |
| 使用（占有）許可（行政財産）                |   |
| 使用（占有）許可申請書は適正に提出されているか       | 等 |
| 貸付（普通財産）                      |   |
| 貸付申請書は適正に提出されているか             | 等 |
| 物品管理                          |   |
| 物品等管理                         |   |
| 物品の購入は計画的かつ効率的に行われているか        | 等 |
| 公の施設の指定管理事務                   |   |
| 基本協定・年度協定は締結されているか            | 等 |
| 利用料金の手続きは適正に行われているか           | 等 |
| モニタリングは適時行われているか              | 等 |